

## 金沢 21 世紀美術館 中型路線バス賃貸借仕様書

1. 発注者 公益財団法人金沢芸術創造財団（以下「財団」という。）
  2. 件 名 金沢 21 世紀美術館 中型路線バス賃貸借に関する契約
  3. 納入場所 財団が指定する場所（金沢市内）
  4. 搬入 稼働確認したものを受注者が納入場所まで搬入すること。
  5. 納入期限 令和 3 年 8 月 31 日
  6. 賃貸借期間 車両登録日から 6 0 箇月（5 年）
    - (1) 令和 3 年度以降、当該賃貸借の契約に係る財団の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、財団はこの契約を変更し、又は解除することができる。財団は、本規定に基づきこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたとき、残期間の支払予定額に相当する額を限度としてその損害を賠償しなければならない。
    - (2) 令和 3 年度以降、価格の変動及び内容の変更等があった場合は、協議のうえ契約額を定める。
    - (3) 当財団の指定管理期間については以下のとおり。  
施設名 金沢 21 世紀美術館  
指定管理期間 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 上記について、当該施設の管理を引き続き財団が指定された場合は、予算の承認を前提として賃貸借期間終了日まで同条件で財団と賃貸人の間で契約を締結する。また、当該施設の管理を財団以外の者が指定された場合は、新たな指定管理者に契約を引き継ぐよう努める。新たな指定管理者が承認した場合は、賃貸借期間終了まで同条件で新たな指定管理者と賃貸人の間で契約を締結する。新たな指定管理者が否認した場合は、財団は、契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたとき、残期間の支払予定額を限度とし、その損害を賠償しなければならない。
7. 賃貸借契約に含める内容
    - (1) 登録費用（納入費用を含む）

- (2) 環境性能割
- (3) 自動車税（賃貸借期間中全額）
- (4) 自動車重量税（賃貸借期間中全額）
- (5) 自賠責保険料（賃貸借期間中全額）
- (6) 自動車リサイクル法に係る費用
- (7) 法定点検（賃貸借期間中に行うものすべて、引取・納車含む）
- (8) 継続点検（賃貸借期間中に行うものすべて、引取・納車含む）
- (9) 故障修理（自動ドア、事故、腐食に関する事象は除く）
- (10) タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ共に1セットを上限とする）
- (11) バッテリー交換
- (12) 消耗品の交換
- (13) 油脂類の補充・交換

8. 賃貸借料の支払 毎月毎とし、当該月経過後に支払うものとする。

9. 車両の仕様等

(1) 車両用途 金沢 21 世紀美術館が美術館プログラムの参加者および一般来館者の送迎に利用するとともに、まちなかを走行することによる広告宣伝効果を目的に運行するアートバスとして使用する。車両は、現代美術家が制作したヴィジュアルプランを基に外装および内装にラッピング等の加工を施す。

(2) 台 数 1 台

(3) 車 型 中型路線バス（ノンステップ）

以下のいずれかの車両とする。

- ・日野自動車株式会社 中型路線バス 日野レインボー
- ・いすゞ自動車いすゞ自動車 中型路線バス ERGAmio

シートレイアウト：郊外Ⅱ型

全幅 2, 300mm

全長 8, 990mm

全高 3, 045mm

(4) 乗車定員 58名

- ・座席 28名（うち跳ね上げ式4名分）
- ・立席 29名
- ・乗務員 1名

※座席配置については別図1のとおりとする。

- (5) 使用燃料についてはディーゼルとすること。  
(6) 装備内容 車両メーカーが規定する標準装備はすべて装備すること。

外装	ベース色は白系
内装	パイプ保護（軟質塩ビ材）
空調	予熱器
運転席まわり	電気式タコグラフ（120km/h 1日巻2針） バックアイカメラ&モニター
その他	ジャッキ 10t &車載工具 三角停止表示版

なお、以下の装備については標準装備であっても取付不要とする。

ワンマン機器	運賃箱 運賃表示器 整理券発行器 停留所表示器
--------	----------------------------------

(7) 特記事項

- ①車両（外装内装）のラッピングは本業務内容に含まない。  
②内装に含まれる側窓カーテンおよび座席シートについてはその生地を発注者が受注者に支給するものとする。

なお、各生地 of 製造メーカーは以下のとおり。

- ・側窓カーテン…市岡株式会社
- ・座席シート …セーレン株式会社

(8) 予定走行距離 月間500km程度

10. その他

- (1) 法定費用および自賠責保険料が入札時の価格から増額した場合は、発注者はその差額を支払うこと。  
(2) リース期間満了後、残存価格の精算は行わないこと。  
(3) リース期間満了後、再リースを希望しない場合は直ちに受注者に返還し、これに係る費用についてもリース料に含むものとする。なお、リース期間満了後、引き続き再リースを希望する場合は、リース条件等を協議の上、再リースでき

るものとする。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備すること。その他疑義、不明が生じた場合は発注者の指示に従うこと。
- (5) 納入車両は、発注者が別途契約する運行管理業者が運行管理を行う。
- (6) 法定点検および故障修理の際の代替車両の提供は不要とする。
- (7) 側窓カーテン生地、座席シート生地、車両ラッピング等の本業務に含まれない製造・取付作業に遅延および不具合がある場合、受注者はその責を負わない。

別図1

